

**【共通規格】**

- ①原則、国内産食材・国内加工されたものであること。
- ②原材料（調味料・食油等の原材料は除く）は、遺伝子組み換え食品でないこと。
- ③乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（厚生労働省規定）による成分規格とする。
- ④使用が決定した給食材料については、「細菌検査成績書」、「AFM1分析値」を提出すること。  
細菌検査成績書については、検査を受ける毎に随時提出すること。
- ⑤品質を保持するため、10℃以下で納入すること。
- ⑥使用が決定した給食材料のアレルゲンについては、松山市独自の調査票に記載し提出すること。

## 規格表（牛乳・乳製品）

松山市役所 保育・幼稚園課

品名	規格	備考
牛乳	1L(1030g)	
牛乳	500ml(515g)	
ヨーグルトドリンク(加糖)	900g	
ヨーグルト（加糖）	70g	